

秋田市公報

あきだ

第1138号

令和元年11月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

規 則

- 秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第17号） 2
- 秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（第18号） 3

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第118号） 4
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第119号） 4
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第120号） 4
- 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の確認について（第121号） 4
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第122号） 5
- 令和元年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第123号） 5
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第124号） 24
- 平成31年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第125号） 25
- 平成30年度および平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について（第126号） 25
- 平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第127号） 25
- 令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書および令和元年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の公示送達について（第128号） 25
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第129号） 25
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第130号） 26
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第131号） 26
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第132号） 26
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第133号） 26
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の

- 指定および廃止について（第134号） 26
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第135号） 27
- 秋田市総合教育会議の招集について（第136号） 27
- 平成31年度1期および2期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第137号） 27
- 指定代理納付者の指定について（第138号） 27
- きずなでホットしていあきた寄附金の収納事務の委託について（第139号） 27

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第7号） 28
- 教育委員会定例会の招集について（第8号） 28

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第6号） 28

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第33号） 28
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第34号） 28
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第35号） 28
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第36号） 28

公 告

- 公の施設の指定管理者の公募について 28
- 一般競争入札の実施について 29
- 入札参加希望者の公募について 31
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について 32
- 一般競争入札の実施について 32
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について 33
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 33
- 建築基準法による道路の指定について 34
- 農用地利用集積計画の策定について 34
- 認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について 34
- 許可した開発行為に関する工事の完了について 34
- 予防接種法による定期予防接種について 34
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 35

消防本部公告

- 消防法による命令について 35

規 則

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条中「(イ)欄に掲げる規模のもの（令第16条第1項の政令で定める建築物を除く。）」を「同表の(イ)欄に掲げるもの」に改め、同条の表を次のように改める。

	(ア)	(イ)
(1) 学校	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 3階以上の階をその用途に供するもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>イ その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p>	
(2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 避難階のみをその用途に供するもので、当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	
(3) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>	

		えるもの
		イ 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
(4)	体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
(5)	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 避難階のみをその用途に供するもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの</p>
(6)	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店もしくは飲食店又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）第1第2項各号に掲げるものをいう。）	3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
(7)	ホテル又は旅館	次のいずれかに該当するもの

	ア 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの イ 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
(8) 事務所	階数5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの

第11条中「第3号まで」を「第4号まで」に、「令第16条第1項第3号」を「同項第3号」に改め、「第5号ならびに」を削り、「第4号から第6号まで」を「第5号から第8号まで」に改める。

第17条第1項中「もしくは第5項第3号」を「、第5項もしくは第6項第3号」に、「第1条の3第1項の表2(24項)」を「第1条の3第1項の表2(23項)」に改め、同条第2項中「次に掲げる図書」の次に「(当該許可が法第48条第16項第1号に掲げる場合にあっては、第2号に掲げる図書を除く。)」を加え、同条第3項中「同条第1項の表2(24項)および(30項)」を「同条第1項の表2(23項)および(29項)」に、「同表(29項)」を「同表(29項)」に、「同表(29項)」を「同表(28項)」に改め、同条第4項中「又は第6項」を「もしくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項もしくは第6項」に改め、同条第5項中「第2項各号に掲げる図書」の次に「(当該許可が法第88条第2項において準用する法第48条第16項第1号に掲げる場合にあっては、第2項第2号に掲げる図書を除く。)」を加える。

第18条第2項中「同条第1項の表2(24項)」を「同条第1項の表2(23項)」に改め、同条第3項中「同条第1項の表2(24項)、(29項)および(30項)」を「同条第1項の表2(23項)、(28項)および(29項)」に改め、同条第4項中「同条第1項の表2(63項)」を「同条第1項の表2(61項)」に改める。

第26条第2項中「場合」の次に「又は法第87条の2第1項の認定に係る申請をする場合」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条第1項の規定は、法第87条の2第1項の認定に係る申請について準用する。この場合において、第3条第1項中「工場を建築しよう」とあるのは、「おいて建築物の工場への用途の変更に伴う工事をしよう」と読み替えるものとする。

第32条第2項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則(平成9年秋田市規則第31号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(母子臨時児童扶養等資金への準用)

2 第2条、第4条から第6条まで、第8条、第9条、第15条から第19条まで、第22条および第24条の規定は、母子臨時児童扶養等資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	政令第9条第1項に規定する保証人	保証人
第15条	政令第8条第3項ただし書	政令附則第7条第9項において準用する政令第8条第3項ただし書
第16条第1項	政令第8条第5項	政令附則第7条第6項
	その者が受けた被害の種類および程度を証する書類	その者の前年の所得の額を証する書類
第17条	政令第16条	政令附則第7条第9項において準用する政令第16条(第1号および第2号に係る部分に限る。)
第17条の2第1項	政令第17条本文	政令附則第7条第9項において準用する政令第17条本文
第17条の2第2項	政令第17条ただし書	政令附則第7条第9項において準用する政令第17条ただし書
第19条第1項	政令第19条	政令附則第7条第7項又は同条第9項において準用する政令第19条

(父子臨時児童扶養資金への準用)

3 第2条、第4条から第6条まで、第8条、第9条、第15条から第19条まで、第22条および第24条の規定は、父子臨時児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	第13条第1項	第31条の6第1項
	配偶者のない女子	配偶者のない男子
第4条	政令第9条第1項に規定する保証人	保証人
第15条	政令第8条第3項	政令附則第8条第3項

	項ただし書	において準用する政令 第31条の6第3項ただし書
第16条第1項	政令第8条第5項	政令附則第8条第2項 において準用する政令 附則第7条第6項
	その者が受けた 被害の種類およ び程度を証する 書類	その者の前年の所得の 額を証する書類
第17条	政令第16条	政令附則第8条第3項 において準用する政令 第16条（第1号および 第2号に係る部分に限 る。）
第17条の2第1項	政令第17条本文	政令附則第8条第3項 において準用する政令 第17条本文
第17条の2第2項	政令第17条ただ し書	政令附則第8条第3項 において準用する政令 第17条ただし書
第18条第1項	法第15条	法第31条の6第5項に おいて準用する法第15 条
第19条第1項	政令第19条	政令附則第8条第2項 において準用する政令 附則第7条第7項又は 政令附則第8条第3項 において準用する政令 第19条

附 則
この規則は、令和元年11月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和元年10月2日

秋田市長 積 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
有限会社 インフィ ニート笑 咲	訪問看護 ステーショ ン笑咲	秋田市土崎 港東二丁目 14番7号	令和元年 9月30日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
有限会社 インフィ	訪問介護	秋田市添川 字地ノ内175	令和元年 9月30日	訪問介護

ニート笑 咲	ン笑咲	番地14		
有限会社 インフィ ニート笑 咲	看護小規 模多機能 型居宅介 護事業所 笑咲	秋田市土崎 港東二丁目 14番7号	令和元年 9月30日	複合型サー ビス（看護 小規模多機 能型居宅介 護）
有限会社 インフィ ニート笑 咲	居宅介護 支援事業 所笑咲	秋田市添川 字境內川原 59番地11	令和元年 9月30日	居宅介護支 援

秋田市告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和元年10月2日

秋田市長 積 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人正和 会	訪問看護 ステーショ ンみなと 町	秋田市土崎 港東二丁目 14番7号	令和元年 10月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
社会福祉 法人正和 会	看護小規 模多機能 型居宅介 護ケアコ ンプレッ クス將軍 野	秋田市土崎 港東二丁目 14番7号	令和元年 10月1日	複合型サー ビス（看護 小規模多機 能型居宅介 護）
合同会社 春風	春風ケア プラン秋 田	秋田市中通 六丁目14番 7号 石田 アパート1 F	令和元年 10月1日	居宅介護支 援

秋田市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年10月3日

秋田市長 積 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
長野県飯山市南町13番地3
株式会社 モリキ
代表取締役 松本訓彦
ドッグセイムス 秋田新屋店

秋田市告示第121号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設を次のとおり確認したので、

同法第41条の規定により告示する。

令和元年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 特定教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
認定こども園	あきたこどもの森	秋田市濁川字家ノ前113番地	特定非営利活動法人 A k i t a コドモの森

2 1に掲げる施設等を確認した年月日

令和元年10月1日

秋田市告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったの

で、第85条の規定により告示する。

令和元年10月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
有限会社 ケアポート秋田指定居宅介護支援事業所	秋田市山王沼田町2番41号	令和元年9月30日	居宅介護支援	

秋田市告示第123号

令和元年10月7日の「令和元年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和元年10月8日

秋田市長 穂 積 志

平成30年度 一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 市税		43,500,462,000	45,608,292,941	43,736,251,341	107,297,738	1,769,407,195	235,789,341
	1 市民税	19,842,501,000	20,478,059,275	19,927,169,306	32,912,666	521,148,052	84,668,306
	2 固定資産税	19,358,481,000	20,765,681,761	19,507,366,751	72,149,743	1,187,529,067	148,885,751
	3 軽自動車税	715,873,000	748,938,257	716,778,163	2,235,329	30,053,449	905,163
	4 市たばこ税	2,038,467,000	2,032,349,571	2,032,349,571	0	0	△6,117,429
	5 鉱 产 税	7,169,000	7,338,600	7,338,600	0	0	169,600
	6 入 湯 税	32,976,000	33,027,150	33,027,150	0	0	51,150
	7 事 業 所 税	1,504,995,000	1,542,898,327	1,512,221,800	0	30,676,627	7,226,800
2 地方譲与税		947,478,000	974,085,944	974,085,944	0	0	26,607,944
	1 地方揮発油譲与税	250,540,000	257,836,000	257,836,000	0	0	7,296,000
	2 自動車重量譲与税	616,684,000	635,141,000	635,141,000	0	0	18,457,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 特別とん譲与税	24,969,000	24,469,944	24,469,944	0	0	△499,056
	5 航空機燃料譲与税	55,284,000	56,639,000	56,639,000	0	0	1,355,000
3 利子割交付金		80,488,000	69,197,000	69,197,000	0	0	△11,291,000

1 利子割 交付金	80,488,000	69,197,000	69,197,000	0	0	△11,291,000
4 配当割交付金	102,208,000	73,790,000	73,790,000	0	0	△28,418,000
1 配当割 交付金	102,208,000	73,790,000	73,790,000	0	0	△28,418,000
5 株式等譲渡所得割交付金	79,981,000	66,246,000	66,246,000	0	0	△13,735,000
1 株式等 譲渡所得割 交付金	79,981,000	66,246,000	66,246,000	0	0	△13,735,000
6 地方消費税交付金	6,391,600,000	6,391,758,000	6,391,758,000	0	0	158,000
1 地方消費税 交付金	6,391,600,000	6,391,758,000	6,391,758,000	0	0	158,000
7 ゴルフ場利用税交付金	58,069,000	57,480,045	57,480,045	0	0	△588,955
1 ゴルフ場 利用税 交付金	58,069,000	57,480,045	57,480,045	0	0	△588,955
8 自動車取得税交付金	196,300,000	180,416,000	180,416,000	0	0	△15,884,000
1 自動車取得税 交付金	196,300,000	180,416,000	180,416,000	0	0	△15,884,000
9 国有提供施設等所在市助成 交付金	4,615,000	4,154,000	4,154,000	0	0	△461,000
1 国有提供施設等 所在市助成 交付金	4,615,000	4,154,000	4,154,000	0	0	△461,000
10 地方特例交付金	241,065,000	240,346,000	240,346,000	0	0	△719,000
1 地方特例 交付金	241,065,000	240,346,000	240,346,000	0	0	△719,000
11 地方交付税	20,160,000,000	19,832,757,000	19,832,757,000	0	0	△327,243,000
1 地方交付税	20,160,000,000	19,832,757,000	19,832,757,000	0	0	△327,243,000
12 交通安全対策特別交付金	70,500,000	62,571,000	62,571,000	0	0	△7,929,000
1 交通安全対策 特別交付金	70,500,000	62,571,000	62,571,000	0	0	△7,929,000
13 分担金及び負担金	1,103,041,000	1,263,613,310	1,190,463,862	709,194	72,440,254	87,422,862
1 負担金	1,097,041,000	1,263,399,977	1,190,250,529	709,194	72,440,254	93,209,529
2 分担金	6,000,000	213,333	213,333	0	0	△5,786,667
14 使用料及び手数料	2,418,031,000	2,490,265,966	2,341,370,036	7,500	148,888,430	△76,660,964
1 使用料	1,133,597,000	1,267,241,706	1,118,353,276	0	148,888,430	△15,243,724
2 手数料	1,284,434,000	1,223,024,260	1,223,016,760	7,500	0	△61,417,240
15 国庫支出金	21,886,857,000	21,562,096,385	21,021,738,385	0	540,358,000	△865,118,615
1 国庫負担金	17,873,735,000	17,722,576,407	17,674,155,407	0	48,421,000	△199,579,593

	2 国庫補助金	3,928,745,000	3,772,211,728	3,280,274,728	0	491,937,000	△648,470,272
	3 委 託 金	84,377,000	67,308,250	67,308,250	0	0	△17,068,750
16 県支出金		9,995,044,000	9,661,458,611	9,199,185,874	0	462,272,737	△795,858,126
	1 県負担金	5,487,232,000	5,467,818,575	5,467,818,575	0	0	△19,413,425
	2 県補助金	3,983,727,000	3,661,035,906	3,198,763,169	0	462,272,737	△784,963,831
	3 委 託 金	524,085,000	532,604,130	532,604,130	0	0	8,519,130
17 財産収入		390,051,000	400,353,802	398,235,994	0	2,117,808	8,184,994
	1 財産運用 収入	173,271,000	176,324,085	174,206,277	0	2,117,808	935,277
	2 財産売払 収入	216,780,000	224,029,717	224,029,717	0	0	7,249,717
18 寄附金		230,816,000	161,503,186	161,503,186	0	0	△69,312,814
	1 寄 附 金	230,816,000	161,503,186	161,503,186	0	0	△69,312,814
19 繰入金		4,657,054,000	4,450,040,800	4,450,040,800	0	0	△207,013,200
	1 特別会計 繰入金	250,256,000	198,896,000	198,896,000	0	0	△51,360,000
	2 基金繰入金	4,406,798,000	4,251,144,800	4,251,144,800	0	0	△155,653,200
20 繰越金		2,235,223,000	2,235,223,131	2,235,223,131	0	0	131
	1 繰 越 金	2,235,223,000	2,235,223,131	2,235,223,131	0	0	131
21 諸収入		9,095,672,000	8,979,922,453	8,810,504,933	21,167,061	148,359,862	△285,167,067
	1 延滞金、 加算金及び 過料	54,001,000	101,839,660	101,949,063	0	0	47,948,063
	2 市預金利子	12,000	123,311	123,311	0	0	111,311
	3 貸付金 元利収入	7,199,716,000	6,968,711,224	6,962,448,175	1,706,019	4,557,030	△237,267,825
	4 受託事業 収入	6,142,000	6,075,639	6,075,639	0	0	△66,361
	5 雜 入	1,835,801,000	1,903,172,619	1,739,908,745	19,461,042	143,802,832	△95,892,255
22 市債		13,315,300,000	10,968,400,000	10,968,400,000	0	0	△2, 346,900,000
	1 市 債	13,315,300,000	10,968,400,000	10,968,400,000	0	0	△2, 346,900,000
歳 入 合 計		137,159,855,000	135,733,971,574	132,465,718,531	129,181,493	3,143,844,286	△4, 694,136,469

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 議会費		728,930,000	722,312,782	0	6,617,218	6,617,218
	1 議 会 費	728,930,000	722,312,782	0	6,617,218	6,617,218
2 総務費		16,889,646,000	16,325,898,747	122,430,000	441,317,253	563,747,253
	1 総務管理費	14,929,239,000	14,527,397,589	122,430,000	279,411,411	401,841,411
	2 徴 税 費	997,283,000	958,282,238	0	39,000,762	39,000,762
	3 戸籍住民 基本台帳費	665,949,000	560,360,697	0	105,588,303	105,588,303
	4 選 挙 費	165,064,000	155,355,652	0	9,708,348	9,708,348
	5 統計調査費	46,649,000	41,486,964	0	5,162,036	5,162,036
	6 監査委員費	85,462,000	83,015,607	0	2,446,393	2,446,393
3 民生費		49,593,289,000	48,870,123,395	24,919,000	698,246,605	723,165,605
	1 社会福祉費	22,701,538,000	22,360,548,419	1,400,000	339,589,581	340,989,581
	2 児童福祉費	17,360,511,000	17,061,584,272	23,519,000	275,407,728	298,926,728
	3 生活保護費	9,472,824,000	9,390,791,714	0	82,032,286	82,032,286
	4 国民年金費	49,516,000	48,998,990	0	517,010	517,010
	5 災害救助費	8,900,000	8,200,000	0	700,000	700,000
4 衛生費		9,482,715,000	8,935,889,451	311,509,000	235,316,549	546,825,549
	1 環境衛生費	651,092,000	576,421,828	44,140,000	30,530,172	74,670,172
	2 保 健 所 費	1,669,668,000	1,616,677,511	0	52,990,489	52,990,489
	3 清 掃 費	4,650,582,000	4,289,275,179	241,969,000	119,337,821	361,306,821
	4 病 院 費	1,480,931,000	1,480,359,454	0	571,546	571,546
	5 上水道費	159,931,000	134,531,000	25,400,000	0	25,400,000
	6 食肉衛生 検査所費	172,958,000	169,270,959	0	3,687,041	3,687,041
	7 母子衛生費	697,553,000	669,353,520	0	28,199,480	28,199,480
5 労働費		540,060,000	528,976,024	0	11,083,976	11,083,976
	1 労 働 諸 費	540,060,000	528,976,024	0	11,083,976	11,083,976

6 農林水産業費	3,490,758,000	2,628,565,425	515,560,000	346,632,575	862,192,575
1 農業費	2,734,326,000	1,939,032,338	475,735,000	319,558,662	795,293,662
2 農業集落 排水費	470,888,000	466,549,000	0	4,339,000	4,339,000
3 林業費	285,544,000	222,984,087	39,825,000	22,734,913	62,559,913
7 商工費	8,717,013,000	8,589,784,450	24,097,000	103,131,550	127,228,550
1 商工費	8,717,013,000	8,589,784,450	24,097,000	103,131,550	127,228,550
8 土木費	15,946,121,000	13,974,155,327	1,372,128,000	599,837,673	1,971,965,673
1 土木管理費	418,020,000	319,048,598	92,464,000	6,507,402	98,971,402
2 道路 橋りょう費	5,386,139,000	4,336,963,296	531,974,000	517,201,704	1,049,175,704
3 河川費	363,497,000	290,524,098	47,221,000	25,751,902	72,972,902
4 港湾費	121,426,000	119,489,569	0	1,936,431	1,936,431
5 都市計画費	4,686,323,000	3,954,108,146	700,469,000	31,745,854	732,214,854
6 下水道費	4,296,189,000	4,296,189,000	0	0	0
7 住宅費	674,527,000	657,832,620	0	16,694,380	16,694,380
9 消防費	3,889,157,000	3,869,184,527	3,611,000	16,361,473	19,972,473
1 消防費	3,889,157,000	3,869,184,527	3,611,000	16,361,473	19,972,473
10 教育費	11,810,327,000	10,929,454,665	469,683,000	411,189,335	880,872,335
1 教育総務費	1,413,562,000	1,349,614,068	0	63,947,932	63,947,932
2 小学校費	2,973,753,000	2,465,248,522	391,690,000	116,814,478	508,504,478
3 中学校費	1,449,982,000	1,300,943,195	69,063,000	79,975,805	149,038,805
4 高等学校費	818,657,000	806,601,445	0	12,055,555	12,055,555
5 幼稚園費	279,425,000	270,658,134	0	8,766,866	8,766,866
6 社会教育費	1,763,324,000	1,712,390,800	0	50,933,200	50,933,200
7 保健体育費	1,793,030,000	1,716,015,052	8,930,000	68,084,948	77,014,948
8 専修学校費	163,113,000	160,158,140	0	2,954,860	2,954,860
9 大学費	1,155,481,000	1,147,825,309	0	7,655,691	7,655,691
11 災害復旧費	2,226,833,000	1,131,220,177	766,083,000	329,529,823	1,095,612,823

1 農林水産施設 災害復旧費	1,172,381,000	399,822,873	483,683,000	288,875,127	772,558,127
2 公共土木施設 災害復旧費	1,034,450,000	711,899,475	282,400,000	40,150,525	322,550,525
3 教育施設 災害復旧費	20,002,000	19,497,829	0	504,171	504,171
12 公債費	13,765,486,000	13,742,543,738	0	22,942,262	22,942,262
1 公債費	13,765,486,000	13,742,543,738	0	22,942,262	22,942,262
13 諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
1 雜支出	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費	79,519,000	0	0	79,519,000	79,519,000
1 予備費	79,519,000	0	0	79,519,000	79,519,000
歳出合計	137,159,855,000	130,248,108,708	3,610,020,000	3,301,726,292	6,911,746,292

歳入歳出差引残額 2,217,609,823円

平成30年度 土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 分担金及び負担金	46,614,000	46,614,000	46,614,000	0	0	0
1 負担金	46,614,000	46,614,000	46,614,000	0	0	0
2 国庫支出金	1,452,334,000	1,450,571,000	963,651,000	0	486,920,000	△488,683,000
1 国庫補助金	1,452,334,000	1,450,571,000	963,651,000	0	486,920,000	△488,683,000
3 財産収入	132,000	159,760,173	159,739,173	0	21,000	159,607,173
1 財産売払 収入	132,000	159,760,173	159,739,173	0	21,000	159,607,173
4 繰入金	1,784,155,000	1,777,825,723	1,276,642,723	0	501,183,000	△507,512,277
1 一般会計 繰入金	1,784,155,000	1,777,825,723	1,276,642,723	0	501,183,000	△507,512,277
5 繰越金	37,859,000	102,433,156	102,433,156	0	0	64,574,156
1 繰越金	37,859,000	102,433,156	102,433,156	0	0	64,574,156
歳入合計	3,321,094,000	3,537,204,052	2,549,080,052	0	988,124,000	△772,013,948

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 事業費		3,318,594,000	2,290,419,221	1,009,919,000	18,255,779	1,028,174,779
	1 土地区画整理事務費	3,318,594,000	2,290,419,221	1,009,919,000	18,255,779	1,028,174,779
2 公債費		1,500,000	60,001	0	1,439,999	1,439,999
	1 公 債 費	1,500,000	60,001	0	1,439,999	1,439,999
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		3,321,094,000	2,290,479,222	1,009,919,000	20,695,778	1,030,614,778

歳入歳出差引残額 258,600,830円

平成30年度 市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 県支出金		39,000,000	38,973,960	38,973,960	0	0	△26,040
	1 県補助金	39,000,000	38,973,960	38,973,960	0	0	△26,040
2 財産収入		8,747,000	17,552,050	17,552,050	0	0	8,805,050
	1 財産運用収入	2,002,000	2,243,690	2,243,690	0	0	241,690
	2 財産売払収入	6,567,000	14,940,653	14,940,653	0	0	8,373,653
	3 分収林収入	178,000	367,707	367,707	0	0	189,707
3 繰入金		124,941,000	124,941,000	124,941,000	0	0	0
	1 一般会計 繰入金	124,941,000	124,941,000	124,941,000	0	0	0
4 繰越金		5,789,000	8,780,034	8,780,034	0	0	2,991,034
	1 繰 越 金	5,789,000	8,780,034	8,780,034	0	0	2,991,034
5 諸収入		191,000	239,243	239,243	0	0	48,243
	1 雜 入	191,000	239,243	239,243	0	0	48,243
6 換地清算金		0	10,900	10,900	0	0	10,900
	1 換地清算金	0	10,900	10,900	0	0	10,900
歳 入 合 計		178,668,000	190,497,187	190,497,187	0	0	11,829,187

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		25,490,000	23,346,401	0	2,143,599	2,143,599
	1 総務管理費	25,490,000	23,346,401	0	2,143,599	2,143,599
2 事業費		45,412,000	42,868,913	0	2,543,087	2,543,087
	1 造林事業費	45,412,000	42,868,913	0	2,543,087	2,543,087
3 公債費		104,144,000	103,941,705	0	202,295	202,295
	1 公 債 費	104,144,000	103,941,705	0	202,295	202,295
4 諸支出金		3,422,000	3,414,613	0	7,387	7,387
	1 分収交付金	3,422,000	3,414,613	0	7,387	7,387
5 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予 備 費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		178,668,000	173,571,632	0	5,096,368	5,096,368

歳入歳出差引残額 16,925,555円

平成30年度 市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		82,955,000	83,634,107	83,613,983	0	20,124	658,983
	1 使 用 料	62,224,000	63,080,440	63,080,440	0	0	856,440
	2 手 数 料	20,731,000	20,553,667	20,533,543	0	20,124	△197,457
2 繰入金		60,100,000	15,959,160	15,959,160	0	0	△44,140,840
	1 一般会計 繰 入 金	60,100,000	15,959,160	15,959,160	0	0	△44,140,840
3 繰越金		5,202,000	5,202,835	5,202,835	0	0	835
	1 繰 越 金	5,202,000	5,202,835	5,202,835	0	0	835
4 諸収入		46,000	618,681	618,681	0	0	572,681
	1 雜 入	46,000	618,681	618,681	0	0	572,681
歳 入 合 計		148,303,000	105,414,783	105,394,659	0	20,124	△42,908,341

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		75,676,000	65,676,297	0	9,999,703	9,999,703
	1 総務管理費	63,174,000	53,174,297	0	9,999,703	9,999,703
	2 一般会計 繰 出 金	12,502,000	12,502,000	0	0	0
2 事業費		71,527,000	26,975,160	44,140,000	411,840	44,551,840
	1 事 業 費	71,527,000	26,975,160	44,140,000	411,840	44,551,840
3 公債費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公 債 費	100,000	0	0	100,000	100,000
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		148,303,000	92,651,457	44,140,000	11,511,543	55,651,543

歳入歳出差引残額 12,743,202円

平成30年度 中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		18,945,000	18,956,193	18,956,193	0	0	11,193
	1 使 用 料	18,945,000	18,956,193	18,956,193	0	0	11,193
2 繰入金		29,208,000	25,822,000	25,822,000	0	0	△3,386,000
	1 一般会計 繰 入 金	29,208,000	25,822,000	25,822,000	0	0	△3,386,000
3 繰越金		1,000,000	1,026,759	1,026,759	0	0	26,759
	1 繰 越 金	1,000,000	1,026,759	1,026,759	0	0	26,759
4 諸収入		19,976,000	20,665,293	20,659,893	0	5,400	683,893
	1 貸付金 元利収入	16,004,000	16,001,582	16,001,582	0	0	△2,418
	2 雜 入	3,972,000	4,663,711	4,658,311	0	5,400	686,311
歳 入 合 計		69,129,000	66,470,245	66,464,845	0	5,400	△2,664,155

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		66,595,000	63,203,154	0	3,391,846	3,391,846
	1 総務管理費	66,595,000	63,203,154	0	3,391,846	3,391,846
2 公債費		2,434,000	2,235,681	0	198,319	198,319
	1 公 債 費	2,434,000	2,235,681	0	198,319	198,319
3 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予 備 費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		69,129,000	65,438,835	0	3,690,165	3,690,165

歳入歳出差引残額 1,026,010円

平成30年度 公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		149,454,000	146,818,392	146,818,392	0	0	△2,635,608
	1 使 用 料	149,453,000	146,815,392	146,815,392	0	0	△2,637,608
	2 手 数 料	1,000	3,000	3,000	0	0	2,000
2 財産収入		775,000	842,182	842,182	0	0	67,182
	1 財 产 運 用 収 入	775,000	842,182	842,182	0	0	67,182
3 繰入金		100,357,000	92,557,000	92,557,000	0	0	△7,800,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	100,357,000	92,557,000	92,557,000	0	0	△7,800,000
4 繰越金		2,000,000	2,000,588	2,000,588	0	0	588
	1 繰 越 金	2,000,000	2,000,588	2,000,588	0	0	588
5 諸収入		156,152,000	163,230,827	163,010,797	0	220,030	6,858,797
	1 貸 付 金 元 利 収 入	64,016,000	64,006,330	64,006,330	0	0	△9,670
	2 雜 入	92,136,000	99,224,497	99,004,467	0	220,030	6,868,467
6 市債		29,800,000	24,400,000	24,400,000	0	0	△5,400,000
	1 市 債	29,800,000	24,400,000	24,400,000	0	0	△5,400,000
歳 入 合 計		438,538,000	429,848,989	429,628,959	0	220,030	△8,909,041

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		301,593,000	295,662,104	0	5,930,896	5,930,896
	1 総務管理費	301,593,000	295,662,104	0	5,930,896	5,930,896
2 事業費		59,271,000	54,982,800	0	4,288,200	4,288,200
	1 地方卸売市場 施設整備費	59,271,000	54,982,800	0	4,288,200	4,288,200
3 公債費		77,274,000	76,983,695	0	290,305	290,305
	1 公 債 費	77,274,000	76,983,695	0	290,305	290,305
4 予備費		400,000	0	0	400,000	400,000
	1 予 備 費	400,000	0	0	400,000	400,000
歳 出 合 計		438,538,000	427,628,599	0	10,909,401	10,909,401

歳入歳出差引残額 2,000,360円

平成30年度 大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		86,738,000	83,984,967	83,984,967	0	0	△2,753,033
	1 使 用 料	86,738,000	83,984,967	83,984,967	0	0	△2,753,033
2 財産収入		4,352,000	4,352,276	4,352,276	0	0	276
	1 財 産 運 用 収 入	4,352,000	4,352,276	4,352,276	0	0	276
3 寄附金		350,000	276,618	276,618	0	0	△73,382
	1 寄 附 金	350,000	276,618	276,618	0	0	△73,382
4 繰入金		427,994,000	418,001,000	418,001,000	0	0	△9,993,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	427,994,000	418,001,000	418,001,000	0	0	△9,993,000
5 繰越金		1,000	1,844	1,844	0	0	844
	1 繰 越 金	1,000	1,844	1,844	0	0	844
6 諸収入		16,711,000	17,863,922	17,863,922	0	0	1,152,922
	1 雜 入	16,711,000	17,863,922	17,863,922	0	0	1,152,922

7 市債	30,000,000	18,500,000	18,500,000	0	0	△11,500,000
1 市 債	30,000,000	18,500,000	18,500,000	0	0	△11,500,000
8 国庫支出金	900,000	900,000	900,000	0	0	0
1 国庫補助金	900,000	900,000	900,000	0	0	0
歳 入 合 計	567,046,000	543,880,627	543,880,627	0	0	△23,165,373

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との 比較
1 総務費		454,337,000	436,337,937	0	17,999,063	17,999,063
	1 総務管理費	454,337,000	436,337,937	0	17,999,063	17,999,063
2 事業費		64,967,000	57,394,716	2,700,000	4,872,284	7,572,284
	1 動 物 園 施設整備費	64,967,000	57,394,716	2,700,000	4,872,284	7,572,284
3 公債費		47,642,000	47,446,081	0	195,919	195,919
	1 公 債 費	47,642,000	47,446,081	0	195,919	195,919
4 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予 備 費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		567,046,000	541,178,734	2,700,000	23,167,266	25,867,266

歳入歳出差引残額 2,701,893円

平成30年度 廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収入未済額	予算現額と 収 入 済 額 との 比較
1 発電収入		261,086,000	209,422,660	209,422,660	0	0	△51,663,340
	1 発 電 収 入	261,086,000	209,422,660	209,422,660	0	0	△51,663,340
2 繰越金		1,000	1,445	1,445	0	0	445
	1 繰 越 金	1,000	1,445	1,445	0	0	445
3 繰入金		145,000,000	144,828,000	144,828,000	0	0	△172,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	145,000,000	144,828,000	144,828,000	0	0	△172,000
歳 入 合 計		406,087,000	354,252,105	354,252,105	0	0	△51,834,895

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		172,398,000	27,293,200	144,828,000	276,800	145,104,800
	1 総務管理費	172,398,000	27,293,200	144,828,000	276,800	145,104,800
2 繰出金		233,489,000	182,129,000	0	51,360,000	51,360,000
	1 一般会計 繰 出 金	233,489,000	182,129,000	0	51,360,000	51,360,000
3 公債費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 公 債 費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		406,087,000	209,422,200	144,828,000	51,836,800	196,664,800

歳入歳出差引残額 144,829,905円

平成30年度 病院事業債管理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 分担金及び負担金		237,899,000	237,898,088	237,898,088	0	0	△912
	1 負 担 金	237,899,000	237,898,088	237,898,088	0	0	△912
2 諸収入		447,860,000	447,529,124	447,529,124	0	0	△330,876
	1 貸 付 金 元利収入	447,860,000	447,529,124	447,529,124	0	0	△330,876
3 市債		1,062,400,000	178,400,000	178,400,000	0	0	△884,000,000
	1 市 債	1,062,400,000	178,400,000	178,400,000	0	0	△884,000,000
歳 入 合 計		1,748,159,000	863,827,212	863,827,212	0	0	△884,331,788

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 市立秋田総合病院貸付金		1,062,400,000	178,400,000	781,800,000	102,200,000	884,000,000
	1 市 立 秋 田 総 合 病 院 貸 付 金	1,062,400,000	178,400,000	781,800,000	102,200,000	884,000,000
2 公債費		685,759,000	685,427,212	0	331,788	331,788
	1 公 債 費	685,759,000	685,427,212	0	331,788	331,788
歳 出 合 計		1,748,159,000	863,827,212	781,800,000	102,531,788	884,331,788

歳入歳出差引残額 0円

平成30年度 学校給食費会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 納入金		1,296,105,000	1,188,652,786	1,188,211,845	0	456,601	△107,893,155
	1 納入金	1,296,105,000	1,188,652,786	1,188,211,845	0	456,601	△107,893,155
2 繰越金		52,195,000	46,561,063	46,561,063	0	0	△5,633,937
	1 一般会計 繰 越 金	52,195,000	46,561,063	46,561,063	0	0	△5,633,937
3 繰越金		1,000	455,464	455,464	0	0	454,464
	1 繰 越 金	1,000	455,464	455,464	0	0	454,464
4 諸収入		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 雜 入	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		1,348,302,000	1,235,669,313	1,235,228,372	0	456,601	△113,073,628

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		1,346,302,000	1,234,636,831	0	111,665,169	111,665,169
	1 総務管理費	1,346,302,000	1,234,636,831	0	111,665,169	111,665,169
2 公債費		500,000	39,405	0	460,595	460,595
	1 公 債 費	500,000	39,405	0	460,595	460,595
3 予備費		1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000
	1 予 備 費	1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000
歳 出 合 計		1,348,302,000	1,234,676,236	0	113,625,764	113,625,764

歳入歳出差引残額 552,136円

平成30年度 国民健康保険事業会計（事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国民健康保険税		5,029,341,000	7,992,946,526	5,071,528,320	197,469,972	2,726,855,234	42,187,320
	1 国 民 健 康 保 険 税	5,029,341,000	7,992,946,526	5,071,528,320	197,469,972	2,726,855,234	42,187,320

2 使用料及び手数料	1,000	4,800	4,800	0	0	3,800
1 手 数 料	1,000	4,800	4,800	0	0	3,800
3 国庫支出金	936,000	823,000	823,000	0	0	△113,000
1 国庫補助金	936,000	823,000	823,000	0	0	△113,000
4 県支出金	22,748,676,000	22,373,130,950	22,373,130,950	0	0	△375,545,050
1 県 補 助 金	22,748,675,000	22,373,130,950	22,373,130,950	0	0	△375,544,050
2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 財産収入	295,000	294,827	294,827	0	0	△173
1 財 产 運 用 収 入	295,000	294,827	294,827	0	0	△173
6 繰入金	2,526,853,000	2,506,769,516	2,506,769,516	0	0	△20,083,484
1 一般会計 繰 入 金	2,526,852,000	2,506,769,516	2,506,769,516	0	0	△20,082,484
2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 繰越金	1,443,777,000	1,443,777,887	1,443,777,887	0	0	887
1 繰 越 金	1,443,777,000	1,443,777,887	1,443,777,887	0	0	887
8 諸収入	25,914,000	26,501,758	20,782,925	51,610	5,670,016	△5,131,075
1 延滞金、 加算金及 び過料	1,061,000	1,338,925	1,338,925	0	0	277,925
2 雑 入	24,853,000	25,162,833	19,444,000	51,610	5,670,016	△5,409,000
9 市債	1,000	0	0	0	0	△1,000
1 財政安定化 基 金 貸 付 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計	31,775,794,000	34,344,249,264	31,417,112,225	197,521,582	2,732,525,250	△358,681,775

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支 出 濟 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 濟 額 と の 比 較
1 総務費		231,558,000	218,401,883	0	13,156,117	13,156,117
	1 総務管理費	111,606,000	109,602,309	0	2,003,691	2,003,691
	2 微 稅 費	117,271,000	106,623,808	0	10,647,192	10,647,192
	3 運 営 協 議 会 費	224,000	134,109	0	89,891	89,891

4 収納率向上 特別対策 事業費	2,457,000	2,041,657	0	415,343	415,343
2 保険給付費	22,128,523,000	21,545,525,337	0	582,997,663	582,997,663
1 療養諸費	19,134,591,000	18,713,995,164	0	420,595,836	420,595,836
2 高額療養費	2,908,499,000	2,757,616,775	0	150,882,225	150,882,225
3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
4 出産育児 諸費	60,931,000	53,263,398	0	7,667,602	7,667,602
5 葬祭諸費	24,500,000	20,650,000	0	3,850,000	3,850,000
3 国民健康保険事業費納付金	7,558,579,000	7,558,577,111	0	1,889	1,889
1 医療 給付費分	5,350,610,000	5,350,608,913	0	1,087	1,087
2 後期高齢者 支援金等分	1,643,275,000	1,643,274,646	0	354	354
3 介護 納付金分	564,694,000	564,693,552	0	448	448
4 共同事業拠出金	20,000	5,810	0	14,190	14,190
1 共同事業 拠出金	20,000	5,810	0	14,190	14,190
5 保健事業費	280,191,000	260,434,029	0	19,756,971	19,756,971
1 特定健康診査等 事業費	180,916,000	168,941,973	0	11,974,027	11,974,027
2 保健事業費	99,275,000	91,492,056	0	7,782,944	7,782,944
6 基金積立金	950,295,000	950,295,000	0	0	0
1 基金積立金	950,295,000	950,295,000	0	0	0
7 公債費	3,000,000	458	0	2,999,542	2,999,542
1 公債費	3,000,000	458	0	2,999,542	2,999,542
8 諸支出金	436,697,000	436,560,937	0	136,063	136,063
1 償還金及び 還付加算金	436,696,000	436,560,937	0	135,063	135,063
2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 予備費	186,931,000	0	0	186,931,000	186,931,000
1 予備費	186,931,000	0	0	186,931,000	186,931,000
歳出合計	31,775,794,000	30,969,800,565	0	805,993,435	805,993,435

歳入歳出差引残額 447,311,660円

平成30年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 繰入金		4,234,000	2,988,626	2,988,626	0	0	△1,245,374
	1 一般会計 繰入金	4,234,000	2,988,626	2,988,626	0	0	△1,245,374
2 繰越金		46,355,000	60,442,881	60,442,881	0	0	14,087,881
	1 繰越金	46,355,000	60,442,881	60,442,881	0	0	14,087,881
3 諸収入		38,934,000	75,769,729	39,586,602	0	36,183,127	652,602
	1 貸付金 元利収入	38,933,000	74,710,829	39,304,702	0	35,406,127	371,702
	2 雑入	1,000	1,058,900	281,900	0	777,000	280,900
歳入合計		89,523,000	139,201,236	103,018,109	0	36,183,127	13,495,109

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		18,222,000	8,076,206	0	10,145,794	10,145,794
	1 母子父子寡婦 福 祉 資 金 貸付事業費	18,222,000	8,076,206	0	10,145,794	10,145,794
2 公債費		67,036,000	66,535,279	0	500,721	500,721
	1 公債費	500,000	0	0	500,000	500,000
	2 償還金	66,536,000	66,535,279	0	721	721
3 諸支出金		4,265,000	4,265,000	0	0	0
	1 一般会計 繰出金	4,265,000	4,265,000	0	0	0
歳出合計		89,523,000	78,876,485	0	10,646,515	10,646,515

歳入歳出差引残額 24,141,624円

平成30年度 介護保険事業会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 保険料		6,689,951,000	7,114,466,044	6,843,745,318	85,546,367	189,599,678	153,794,318
	1 介護保険料	6,689,951,000	7,114,466,044	6,843,745,318	85,546,367	189,599,678	153,794,318

2 手数料	1,000	33,000	33,000	0	0	32,000
1 手 数 料	1,000	33,000	33,000	0	0	32,000
3 国庫支出金	7,029,833,000	7,310,798,199	7,310,798,199	0	0	280,965,199
1 国庫負担金	4,985,948,000	5,120,357,349	5,120,357,349	0	0	134,409,349
2 国庫補助金	2,043,885,000	2,190,440,850	2,190,440,850	0	0	146,555,850
4 支払基金交付金	7,708,530,000	7,578,457,000	7,578,457,000	0	0	△130,073,000
1 支 払 基 金 交 付 金	7,708,530,000	7,578,457,000	7,578,457,000	0	0	△130,073,000
5 県支出金	4,185,743,000	4,180,824,525	4,180,824,525	0	0	△4,918,475
1 県 負 担 金	3,963,253,000	3,958,323,000	3,958,323,000	0	0	△4,930,000
2 県 補 助 金	222,490,000	222,501,525	222,501,525	0	0	11,525
6 財産収入	1,179,000	1,178,265	1,178,265	0	0	△735
1 基 金 運 用 収 入	1,179,000	1,178,265	1,178,265	0	0	△735
7 繰入金	4,136,442,000	4,021,196,772	4,021,196,772	0	0	△115,245,228
1 一 般 会 計 繰 入 金	4,136,441,000	4,021,196,772	4,021,196,772	0	0	△115,244,228
2 基 金 繰 入 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8 繰越金	575,288,000	626,718,091	626,718,091	0	0	51,430,091
1 繰 越 金	575,288,000	626,718,091	626,718,091	0	0	51,430,091
9 諸収入	67,000	16,553,942	16,553,942	0	0	16,486,942
1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1,000	679,600	679,600	0	0	678,600
2 雑 入	66,000	15,874,342	15,874,342	0	0	15,808,342
歳 入 合 計	30,327,034,000	30,850,225,838	30,579,505,112	85,546,367	189,599,678	252,471,112

歳 出

(単位 : 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費		375,730,000	325,063,270	0	50,666,730	50,666,730
	1 総務管理費	375,730,000	325,063,270	0	50,666,730	50,666,730
2 保険給付費		27,536,010,000	27,224,615,142	0	311,394,858	311,394,858

1 介護サービス等諸費	24,937,207,000	24,689,558,736	0	247,648,264	247,648,264
2 介護予防サービス等諸費	572,692,000	550,789,944	0	21,902,056	21,902,056
3 高額介護サービス等費	702,695,000	686,142,236	0	16,552,764	16,552,764
4 特定入所者介護サービス等費	1,284,667,000	1,263,239,163	0	21,427,837	21,427,837
5 その他諸費	38,749,000	34,885,063	0	3,863,937	3,863,937
3 地域支援事業費	1,527,772,000	1,456,665,975	0	71,106,025	71,106,025
1 介護予防・生活支援サービス事業費	963,125,000	914,588,227	0	48,536,773	48,536,773
2 一般介護予防事業費	44,569,000	41,295,556	0	3,273,444	3,273,444
3 包括的支援事業・任意事業費	513,648,000	495,100,610	0	18,547,390	18,547,390
4 その他諸費	6,430,000	5,681,582	0	748,418	748,418
4 基金積立金	601,179,000	601,179,000	0	0	0
1 基金積立金	601,179,000	601,179,000	0	0	0
5 公債費	1,000,000	7,245	0	992,755	992,755
1 公債費	1,000,000	7,245	0	992,755	992,755
6 諸支出金	276,664,000	276,544,622	0	119,378	119,378
1 償還金及び還付加算金	276,664,000	276,544,622	0	119,378	119,378
7 予備費	8,679,000	0	0	8,679,000	8,679,000
1 予備費	8,679,000	0	0	8,679,000	8,679,000
歳出合計	30,327,034,000	29,884,075,254	0	442,958,746	442,958,746
		歳入歳出差引残額	695,429,858円		

平成30年度 後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		2,684,707,000	2,696,119,500	2,667,660,500	3,776,000	28,714,200	△17,046,500
1 後期高齢者医療保険料		2,684,707,000	2,696,119,500	2,667,660,500	3,776,000	28,714,200	△17,046,500
2 使用料及び手数料		1,000	300	300	0	0	△700
1 手数料		1,000	300	300	0	0	△700

3 繰入金	786,944,000	786,943,946	786,943,946	0	0	△54
1 一般会計 繰入金	786,944,000	786,943,946	786,943,946	0	0	△54
4 繰越金	10,000,000	29,466,393	29,466,393	0	0	19,466,393
1 繰 越 金	10,000,000	29,466,393	29,466,393	0	0	19,466,393
5 諸収入	10,553,000	4,112,140	4,112,140	0	0	△6,440,860
1 延滞金、 加算金及 び過料	300,000	724,000	724,000	0	0	424,000
2 償還金及び 還付加算金	10,200,000	3,328,800	3,328,800	0	0	△6,871,200
3 雜 入	53,000	59,340	59,340	0	0	6,340
6 国庫支出金	4,268,000	4,785,000	4,785,000	0	0	517,000
1 国庫補助金	4,268,000	4,785,000	4,785,000	0	0	517,000
歳 入 合 計	3,496,473,000	3,521,427,279	3,492,968,279	3,776,000	28,714,200	△3,504,721

歳 出

(単位：円)

款 項	予 算 現 額	支 出 濟 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 濟 額 との 比較
1 総務費	59,697,000	55,161,689	0	4,535,311	4,535,311
1 総務管理費	24,616,000	22,784,451	0	1,831,549	1,831,549
2 徴 収 費	35,081,000	32,377,238	0	2,703,762	2,703,762
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,416,376,000	3,398,560,446	0	17,815,554	17,815,554
1 後期高齢者 医療広域連合 納 付 金	3,416,376,000	3,398,560,446	0	17,815,554	17,815,554
3 公債費	200,000	5,148	0	194,852	194,852
1 公 債 費	200,000	5,148	0	194,852	194,852
4 諸支出金	10,200,000	3,328,800	0	6,871,200	6,871,200
1 償還金及び 還付加算金	10,200,000	3,328,800	0	6,871,200	6,871,200
5 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
1 予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳 出 合 計	3,496,473,000	3,457,056,083	0	39,416,917	39,416,917

歳入歳出差引残額 35,912,196円

第28号) 第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和元年10月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和元年9月15日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和元年10月8日から令和2年4月8日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第125号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年10月9日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成31年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第126号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)

第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年10月9日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成30年度および平成31年度分介護保険料督促状

秋田市告示第127号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第128号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

(1) 秋田市牛島東六丁目5番47号 サンライズ83 6号

長谷川 光 之

(2) 福岡県福岡市中央区天神四丁目8番2号 天神ビルプラス3F

合同会社 MAKE IT

2 送達すべき書類の名称

(1) 令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

(2) 令和元年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

秋田市告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和元年10月17日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類: 薬局

指定番号	名称	所在地	開設者名	指定廃止年月日
203	池田薬局	秋田市土崎	株式会社池田薬	令和元年

土崎店	港南二丁目 3番66号	局 代表取締役 池田晃司	9月30日
-----	----------------	--------------------	-------

秋田市告示第130号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年10月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和元年10月21日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
総合環境センター	総合環境センター所管施設内において拾得した金銭の収納に関する事務

秋田市告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和元年10月23日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年 月 日
129	半田薬局	秋田市将軍野東一丁目5番18号	令和元年11月1日
177	佐野薬局城東店	秋田市広面字鍋沼93番地6	令和元年11月1日
178	佐野薬局桜店	秋田市桜一丁目1番6号	令和元年11月1日
179	みんなの薬局山王	秋田市山王中園町3番3号	令和元年11月1日

秋田市告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年10月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年 月 日
グループホーム ソフトハンド	秋田市新屋勝平町10番30号	令和元年 9月1日
医療法人見千会 バラジマ歯科クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	令和元年 8月1日
佐野薬局大住店	秋田市大住三丁目3番44号	令和元年 10月1日
春風ケアプラン 秋田	秋田市中通六丁目14番7号 石田アパート1F	令和元年 10月1日
訪問看護ステーションみなと町	秋田市土崎港東二丁目14番7号	令和元年 10月1日
看護小規模多機能型居宅介護ケアコンプレックス将軍野	秋田市土崎港東二丁目14番7号	令和元年 10月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年 月 日
有限会社ケアポート秋田指定居宅介護支援事業所	秋田市山王沼田町2番41号	令和元年 9月30日
看護小規模多機能型居宅介護事業所笑咲	秋田市土崎港東二丁目14番7号	令和元年 9月30日
訪問看護ステーション笑咲	秋田市土崎港東二丁目14番7号	令和元年 9月30日
訪問介護ステーション笑咲	秋田市添川字地ノ内175番地14	令和元年 9月30日
居宅介護支援事業所笑咲	秋田市添川字境内川原59番地11	令和元年 9月30日
バラジマ歯科クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	令和元年 7月31日
池田薬局東通り店	秋田市東通一丁目25番19号	令和元年 6月15日
池田薬局土崎店	秋田市土崎港南二丁目3番66号	令和元年 9月30日

秋田市告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の

3の規定により告示する。

令和元年10月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
いちかわ内科クリニック	秋田市大住三丁目 3番48号	令和元年 10月 1日
A de Bクリニック	秋田市中通一丁目 4番 3号 エリアなかいち 1F	令和元年 7月 1日
田中歯科医院	秋田市寺内油田三丁目15番 3号	令和元年 9月 1日
医療法人晃千会 バラジマ歯科クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	令和元年 8月 1日
寺内歯科医院	秋田市寺内油田二丁目 5番21号 Yシャトウビル 1F	令和元年 5月 1日
調剤薬局ツルハ ドラッグ秋田南通店	秋田市南通築地 3番 5号	令和元年 9月 1日
佐野薬局大住店	秋田市大住三丁目 3番44号	令和元年 10月 1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
もろおか医院	秋田市土崎港南二丁目 3番64号	令和元年 10月 1日
A de Bクリニック	秋田市中通一丁目 4番 3号 エリアなかいち 1F	令和元年 6月 30日
田中歯科医院	秋田市寺内油田三丁目16番34号	令和元年 8月 31日
バラジマ歯科クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	令和元年 7月 31日
寺内歯科医院	秋田市寺内油田二丁目 5番21号 Yシャトウビル 1F	平成31年度 4月 30日
下浜駅前歯科医院	秋田市下浜羽川字下野 1番地	令和元年 7月 31日
池田薬局東通り店	秋田市東通一丁目25番19号	令和元年 6月 15日
池田薬局土崎店	秋田市土崎港南二丁目 3番66号	令和元年 9月 30日

秋田市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年10月24日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の 名 称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
稻垣 渉	T E A T E	秋田市泉三獄根 14番36号	令和元年 10月 1日
伊藤 暢利	こころも治 療院秋田	秋田市東通仲町 5番31号 1F	令和元年 10月 1日

秋田市告示第136号

令和元年11月5日午前10時秋田市役所正庁に秋田市総合教育会議を招集する。

令和元年10月28日

秋田市長 穂 積 志

協議題

令和2年度における重点的な取組課題について

秋田市告示第137号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年10月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成31年度1期および2期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定代理納付者に指定したので、同規則第43条の2第2項の規定により告示する。

令和元年10月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
S Bペイメントサービス株式会社
東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル25階
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
きずなでホットしていあきた寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者を指定した年月日
令和元年10月31日

秋田市告示第139号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年10月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 委託を受けた者の名称および所在地
株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号

- 2 収納事務を委託した歳入
きずなでホットしていあきた寄附金
- 3 委託した年月日
令和元年10月31日

教 委 告 示**秋田市教委告示第7号**

令和元年10月3日午前11時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和元年10月1日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝哉

付議案件

教育委員会職員の懲戒処分に関する件

秋田市教委告示第8号

令和元年10月31日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和元年10月29日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝哉

農 委 告 示**秋田市農委告示第6号**

令和元年10月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和元年10月10日

秋田市農業委員会会长 佐々木 吉秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
2 農用地利用集積計画（平成31年度第7号）に関する件
3 非農地証明申請に関する件（1件）

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第33号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和元年10月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
エヌハウス	長 滉 純	由利本荘市石脇字中浜3番地18

2 指定年月日

令和元年10月11日

秋田市上下水道局告示第34号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和元年10月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
エヌハウス	長 滉 純	由利本荘市石脇字中浜3番地18

2 指定年月日

令和元年10月11日

秋田市上下水道局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和元年10月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
ワーク	工 藤 渡	秋田市濁川字家ノ前25番地14

2 指定年月日

令和元年10月15日

秋田市上下水道局告示第36号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和元年10月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
ワーク	工 藤 渡	秋田市濁川字家ノ前25番地14

2 指定年月日

令和元年10月15日

公 告**秋田市公告**

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

令和元年10月1日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

(1) 名称

- ア 秋田市八橋老人いこいの家
イ 秋田市飯島老人いこいの家
ウ 秋田市大森山老人と子どもの家

(2) 所在地

- ア 秋田市八橋本町一丁目4番3号
イ 秋田市飯島字堀川84番地191
ウ 秋田市浜田字出小屋333番地1

(3) 設置目的

老人にいこいと研修の場を提供し、安らぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資することを目的とする。

(4) 規模等

- ア 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積533.32平方メートル
イ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積527.40平方メートル
ウ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積977.87平方メートル

(5) 主な施設設備

- ア 事務室、大広間、和室および健康相談室
イ 事務室、大広間、和室、健康増進室、健康相談室および浴室
ウ 事務室、大広間、和室、体育館、子ども室、健康相談室および浴室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 使用の許可、使用的制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
(2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
(3) 高齢者の保健福祉の増進に関する業務
(4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

秋田市内に事務所を有し、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であり、1(1)のアからウまでの3施設を一括して管理することができる法人であること。

(2) 申請することができない法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があつた後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があつた後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

イ 秋田市の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第3条第2項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない法人

ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開

始されている法人

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する法人

カ 市税に滞納がある法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和元年10月1日（火）から同月29日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)の問合せ先に連絡すること。

7 申請の手続

(1) 提出期限

令和元年10月29日（火）午後5時15分

(2) 提出場所

郵便番号 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話 018-888-5666）

3 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する収支予算書

ウ 定款、規約又はこれらに類する書類

エ 登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ 誓約書

キ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

1 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

2 選定は令和元年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

1 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

2 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

3 詳細は、募集要項による

4 問合せ先

秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話 018-888-5666）

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の

規定に基づき公告する。

令和元年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

	所 在 地	地積	最低入札価格
1	秋田市手形字山崎1 ブロック 7 ロット	159m ²	10,860,000円
2	秋田市手形字山崎1 ブロック 8 ロット	130m ²	8,879,000円
3	秋田市手形字山崎1 ブロック 9 ロット	108m ²	7,150,000円
4	秋田市手形字山崎1 ブロック 10 ロット	113m ²	7,017,000円
5	秋田市手形新栄町1 ブロック 11 ロット	120m ²	7,200,000円
6	秋田市手形字山崎6 ブロック 1 ロット	878m ²	56,368,000円

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行地区内

	所 在 地	地積	最低入札価格
1	秋田市千秋城下町9 ブロック 4-1 ロット	206m ²	12,999,000円
2	秋田市千秋城下町9 ブロック 4-2 ロット	134m ²	8,884,000円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市役所本庁舎3階会議室3-D

(2) 入札

令和元年10月24日（木）

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

午前10時（入札申込受付は、午前8時30分から午前9時50分まで）

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行地区内

午後2時（入札申込受付は、午後1時から午後1時50分まで）

(3) 開札

入札締切後直ちに開札

4 事前受付

(1) 場所

秋田市手形字山崎44番地3

秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

(2) 期間

令和元年10月17日（木）午後1時から同月23日（水）までの執務時間内

5 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市手形字山崎44番地3

秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

6 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

7 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

8 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

9 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

10 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

11 売払物件の案内日時および場所

(1) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

秋田市手形字山崎1 ブロック 7 ロット

日時

令和元年10月17日（木）

午前10時から午前10時5分まで

集合場所

現地

(2) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

秋田市手形字山崎1 ブロック 8 ロット

日時

令和元年10月17日（木）

午前10時5分から午前10時10分まで

集合場所

現地

(3) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

秋田市手形字山崎1 ブロック 9 ロット

日時

令和元年10月17日（木）

午前10時10分から午前10時15分まで

集合場所

現地

(4) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

秋田市手形字山崎1 ブロック 10 ロット

日時

令和元年10月17日（木） 午前10時15分から午前10時20分まで 集合場所 現地 (5) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行 地区内 秋田市手形新栄町1 ブロック11ロット 日時 令和元年10月17日（木） 午前10時20分から午前10時25分まで 集合場所 現地 (6) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行 地区内 秋田市手形字山崎6 ブロック1 ロット 日時 令和元年10月17日（木） 午前10時30分から午前10時35分まで 集合場所 現地 (7) 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行地 区内 秋田市千秋城下町9 ブロック4-1 ロット 日時 令和元年10月17日（木） 午前10時50分から午前10時55分まで 集合場所 現地 (8) 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行地 区内 秋田市千秋城下町9 ブロック4-2 ロット 日時 令和元年10月17日（木） 午前10時55分から午前11時まで 集合場所 現地
--

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和元年10月9日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 件名（内容については仕様書・設計書（省略）参照）
秋田市太平山自然学習センター玄関上部止水修繕
- (2) 履行場所
秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
- (3) 履行期間
契約の日から令和元年12月13日（金）まで
- (4) 入札参加要件
ア 秋田市の建設工事区分の防水工事業務部門に登録されていること。
イ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。

ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 市税に滞納がある者ではないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時
令和元年10月30日（水）午前10時
- (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター 会議室
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 契約日
落札が決定した日から令和元年11月5日（火）まで
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
 - オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。
 - なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間
令和元年10月10日（木）から同月18日（金）まで。ただし、同月15日（火）は休館日のため不可とする。
- (2) 受付時間
午前9時から午後5時までとする。
- (3) 受付場所
秋田市太平山自然学習センター 事務室
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
- (4) 提出書類
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 業務実績調査書（様式2）
提出日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）
 - ウ 誓約・同意書（様式3）
 - エ 納税證明書（各證明書類は直近のもの。写し可）

- (ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
 (イ) 秋田市に納めた固定資産税
 オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）
 ※申込日から3か月以内に発行されたもの
 (5) その他
 ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
 イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 (2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、その旨を通知する。
 (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和元年10月25日（金）までに電子メール等により送付する。
- 5 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
 　秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）
 (4) 仕様書等の内容に関する問合せ先
 　秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和元年11月7日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

令和元年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和元年10月11日から同年11月7日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和元年10月15日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

所在地	地目	面積	最低入札価格
秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番14	宅地	1,019.00m ²	12,636,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所4階 4-B会議室

(2) 入札

令和元年11月19日（火）午前10時

（入札申込受付は、午前9時から午前9時50分まで）

(3) 開札

入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は、市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は、認めないものとする。

- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければ

ならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番14

(1) 日時

令和元年11月6日(水)午前10時から

(2) 集合場所

現地

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和元年10月17日

秋田市長 穂 積 志

1 調査を行った地区

秋田市飯島字古道、字古道下川端および川端二丁目の各一部

2 地図および簿冊の名称

地籍図原図および地籍簿案

3 閲覧期間

令和元年10月20日から同年11月9日まで20日間。ただし、10月26日、同月27日午後、11月2日から同月4日までおよび同月9日を除く。

4 閲覧時間

午前9時から午後4時30分まで

5 閲覧場所

飯島駅前公民館 令和元年10月20日から同月22日まで
穀丁公民館 令和元年10月27日(午前のみ)から同月29日まで

で

秋田市役所建設部道路建設課 令和元年10月23日から同月25日まで、同月30日から11月1日までおよび同月5日から同月8日まで

6 誤り等訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 地図は、平成30年11月測量、簿冊は、令和元年10月8日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項

の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和元年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

第一リース株式会社

代表取締役 長津克司

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 秋田八橋複合店舗

所在地 秋田県秋田市八橋大畑一丁目107他9筆

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 第一リース株式会社

代表取締役 遠藤経雄

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

変更後 第一リース株式会社

代表取締役 長津克司

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目38番1号

株式会社ティーガイア

代表取締役社長執行役員 金治伸隆

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番地18号 恵比寿ネオナート

変更後 株式会社サンドラッグ

代表取締役 貞方宏司

東京都府中市若松町一丁目38番1号

株式会社ティーガイア

代表取締役社長執行役員 金治伸隆

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番地18号 恵比寿ネオナート

(4) 変更年月日

ア (3)のア 令和元年6月26日

イ (3)のイ 令和元年5月1日

(5) 変更理由

ア (3)のア 設置者の代表者変更のため

イ (3)のイ 小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年10月11日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和元年10月18日から令和2年2月18日まで(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和元年10月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉木伸弥
- 2 道路位置指定箇所
秋田市広面字広面153番4および秋田市広面字宮田1番14
- 3 道路幅員
4.00～6.50メートル
- 4 道路延長
27.03メートル
- 5 指定年月日および番号
令和元年10月21日 第4号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

令和元年10月18日付けで認可地縁団体である杉沢町内会から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
杉沢町内会
- 2 区域
秋田市河辺岩見字杉沢、同字杉沢台、同字杉沢台下、同字杉沢前田面、同字中畑野、同字茂、同字仙翁第および同字萱森上野
- 3 主たる事務所
秋田市河辺岩見字杉沢台18番地3
- 4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

種類	床面積	所在地
畠	327m ²	秋田市河辺岩見字西出小屋34番1
田	1,289m ²	秋田市河辺岩見字西出小屋34番3
畠	254m ²	秋田市河辺岩見字西出小屋34番4
田	866m ²	秋田市河辺岩見字西出小屋34番8
原野	20,885m ²	秋田市河辺岩見字西出小屋34番9

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

- ア 氏名
別紙（省略）のとおり
イ 住所
別紙（省略）のとおり
- 5 申請事項に関し異議を述べることができる者
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを説明する者
- 6 異議を述べることができる期間
令和元年10月28日から令和2年1月29日まで
- 7 異議を述べる方法
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出することによる

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成31年4月24日付け秋田市指令第2987号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年10月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
東京都江東区木場五丁目10番10号
株式会社一条工務店
代表取締役 岩田直樹
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市外旭川字三千刈102番、103番および102番地先道水路

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年10月30日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表のとおり

別表

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、主たる場所および追加する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類												備考		
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ボリオ	麻しん風しん混合	風しん単抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	HPV感染症	小児の肺炎球菌	水痘	B型肝炎	インフルエンザ	高齢者の肺炎球菌
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	工藤 瑞樹													○	○	
あをによしリハビリ神経外科クリニック	秋田市土崎港相染町字沼端77番地33	吉岡 正太郎													○	○	
ささはら内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	筈原 秀明												○			追加

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年10月30日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
 ア 有限会社すぐる不動産
 代表取締役 木村秀三
 秋田市泉南一丁目15番25号
 イ 東日本旅客鉄道株式会社
 代表取締役社長 深澤祐二
 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 秋田オーパビル・秋田ステーションビル
 所在地 秋田市千秋久保田4番2号および秋田市中通七丁目2番1号
- (3) 変更しようとする事項
 ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 駐車場の位置及び収容台数

変更前

位 置	収容台数
秋田ステーションビル建物北側1階部分	46台
秋田ステーションビル建物北側2階部分	43台
秋田オーパビル建物北側	50台
合 計	139台

変更後

位 置	収容台数
秋田オーパビル建物北側	50台
合 計	50台

- イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 駐車場の出入口の数及び位置

変更前

位 置	出入口の数
秋田ステーションビル建物北側	2か所
秋田オーパビル建物北側	2か所
合 計	4か所

変更後

位 置	出入口の数
秋田オーパビル建物北側	2か所
合 計	2か所

変更の内容については、縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日
 令和元年10月15日
- (5) 変更理由
 ホテルメトロポリタン秋田増築に伴い、既存の立体駐車場を解体撤去するため
- 2 届出年月日
 令和元年10月15日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 縦覧場所
 秋田市産業振興部商工貿易振興課
 (2) 縦覧期間
 令和元年10月30日から令和2年2月29日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

消防本部公告

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 秋田市大町五丁目4番19号

防火対象物の名称 第3ドリームビル

命令を受けた者の氏名 株式会社ドリームジャパン

代表取締役 小高泰幸

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているので、令和元年10月7日付けで消防法第17条第4項第1号の規定に基づき、次の事項を命じたものです。

命令事項

令和元年12月7日までに、当該防火対象物の屋内消火栓設備の

非常電源を政令で定める技術上の基準に従い設置維持すること。
(消防法第17条第1項、消防法施行令(昭和36年政令第37号)
第11条第3項第1号および消防法施行規則(昭和36年自治省令第
6号)第12条第1項第4号)

令和元年10月15日

秋田消防署長
三 浦 直 志